

# 法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準

埼玉県都市整備部長  
制定 平成30年10月16日 決裁

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づき、同条第1項の規定を適用しないと特定行政庁が認める場合について、下記のとおり認定基準を定め運用するものとする。

## 記

### 第1 対象建築物

認定の対象となる建築物は、その敷地が幅員4メートル以上の道（避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するもの）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するものとする。

なお、当該道が法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する場合は法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定を行い、法上の道路とすることを原則とする。

### 第2 審査基準

特定行政庁の認定事項である「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの」とは以下の基準を満たすものとする。

(1) 「交通上及び安全上」については、次のア及びイによる。

ア 敷地は、当該道に避難上有効に2メートル以上接しているもの。

イ 当該道は、将来にわたって安定的に維持管理されるもの。

(2) 「防火上及び衛生上」については、次による。

建築計画は、特定行政庁があらかじめ、法で定める防火及び衛生に関する規定に適合することが確認でき、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事は、それぞれ当該規定に基づき建築士が工事監理することが明確になっているもの。

(3) 認定の対象となる建築物及びその敷地については、当該道を法第42条に規定する道路とみなした場合においても、法及び埼玉県建築基準法施行条例の規定に適合させること。